消費者シリーズ No.306

巧妙化する定期購入のトラブルにご注意！



自己解決をサポートする消費者トラブルＦＡＱ（よくある質問）

問い合わせ
◆市消費生活センター（産業振興課内）　☎57-3236
【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
９時～12時・13時～16時
◆消費者ホットライン　☎188（泣き寝入りイヤヤ）

【事例】

スマートフォンでＳＮＳの広告を見て「１回限り２９８０円」の化粧クリームを注文した。クリームが届き、同封された請求書を用いて代金を支払った。しかし、２回目の商品が届き、定期購入になっていることに初めて気が付いた。請求金額は約２万円で、最初の注文時には定期購入になるとは分からなかった。最終確認画面や注文完了メールなどはよく覚えていない。どうしたらよいか。（50代女性）

【ひとことアドバイス】

○ＳＮＳなどの広告内容だけで判断するのではなく、注文する前に必ず「最終確認画面（契約の申し込みが完了することとなる画面）」で定期購入が条件となっていないか、最低購入回数に指定（縛り）がないか、２回目以降の代金などの販売条件や解約の条件を確認しましょう。

○これらの表示がなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示をしたりすることで、消費者が誤認して申し込みをした場合には、それを取り消せる場合があります。その際、「最終確認画面」のスクリーンショットは証拠になりますので、契約条件に関する記載は必ず保存しましょう。

○定期購入の中には「いつでも解約できる定期購入」を申し込むつもりが、「最低購入回数の指定のある契約（○回受け取るまで解約できない定期購入）」に誘導される場合があるため、表示は最後までよく確認しましょう。

○注文する際にやり取りした事業者からのメールなどがあれば、それらも保存しましょう。

○不安に思った場合や、トラブルが生じたときは、お住まいの自治体の消費生活センターなどに相談してください。（消費者ホットライン☎１８８）

（国民生活センター２０２６年４月28日公表情報より）

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間

問い合わせ
産業振興課　☎59-2131

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」を総称した言葉で、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を１人でも雇っている事業は原則強制適用となり、手続きを行う義務があります。

厚生労働省では、「未手続事業一掃」を年間を通じて主要課題にしており、11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」として、全国で集中的な活動を展開します。

各種事業主団体、個別事業主への訪問指導などの強化や事業主に制度の概要を説明することで、自主的な手続きを促します。説明後、自主的に保険関係の成立手続きをとらない事業主には、職権による成立手続きを実施します。併せて、労働保険制度の一層の理解、周知を目的とした広報活動を行い、未手続事業が多いと思われる業種別の一掃対策を強化するなどの活動を行います。

労働保険料などの納付は、口座振替を利用すると納付漏れなどの心配がなく大変便利です。対象金融機関にインターネット専業銀行も加わりますので、ぜひ検討してください。

詳しくは厚生労働省ホームページを確認してください。

厚生労働省ホームページ

麻薬・覚醒剤・大麻の乱用を防止
「誘われても、断る」勇気を



問い合わせ
福祉課　☎59-2146

検挙人数全体の7割以上が30歳未満

10・11月は、「広島県麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動月間」です。

薬物乱用は、あなたの心と体、そして大切な人の生活を壊します。

麻薬、覚醒剤、大麻などの違法薬物は、心身にさまざまな悪影響を及ぼすだけでなく、依存症につながり、自分の意思だけではやめることが難しくなることがあります。

令和７年の大麻事犯の検挙人数は７０００人を超え、過去最多となり、覚醒剤事犯検挙者数と並んで高い水準にあります。ＳＮＳなどでは、大麻に関する誤った情報の流布や大麻の密売を持ちかけるような投稿も多い状況にあり、大麻事犯の検挙人数全体の７割以上が30歳未満の若年層であるなど、特に、若年層における大麻の乱用が深刻な事態となっています。

「誘われても、断る」勇気を

薬物を勧められたときは、理由を説明する必要はありません。「使わない」「いらない」ときっぱり断り、その場から離れましょう。自分自身だけでなく、家族や友人など、身近な人が薬物について悩んでいる場合も、一人で抱え込まないことが大切です。早めに相談機関に相談しましょう。

相談窓口

県立総合精神保健福祉センター
（パレアモア広島）
☎082-884-1051

広島県警察本部
覚醒剤・麻薬相談電話
☎082-227-4989

ヤングテレホン広島
☎082-228-3993

義援金・救援金にご協力ください

○令和８年８月千葉豪雨災害　○令和８年ネパール洪水
○令和８年コロンビア地震　○令和８年７月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害　○令和８年８月27日からの大雨災害

問い合わせ　日本赤十字社広島県支部
大竹市地区事務局（福祉課内）　☎59-2146

被災された方々を支援するため、日本赤十字社広島県支部大竹市地区では、次のとおり義援金・救援金を受け付けます。

ご協力いただいた義援金・救援金は、全額、日本赤十字社を通じて被災された皆様にお届けします。

市民の皆様の温かいご支援をお願いします。

受付期間

○ネパール洪水・コロンビア地震 11月30日㈪まで
○滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害・大雨災害
令和９年１月29日㈮まで
○千葉豪雨災害　令和９年３月31日㈬まで

受付窓口　福祉課

固定資産税の現況調査にご協力を

問い合わせ　税務課　☎59-2129

固定資産税は、毎年１月１日を賦課期日として、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて評価し、課税します。

実施時期　11月中旬～12月

調査目的

現況調査は、市街化区域を中心に、市内の土地と建物が現在どのように利用されているか現地で確認し、適正に課税するために毎年行うものです。

課税の見直し

前年と比べて利用状況に変化があれば、課税を見直します。

見直し例

○家を取り壊したり、畑を駐車場にしたりした場合など
○土地の面積や形状を変更（法務局に登記など）した場合